

平成17年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 162 回国会(常会)提出

目 次

	頁 1
策 定 方 針.....	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳.....	5
(一) 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額.....	5
(二) 岁 入 の 概 要.....	6
1 地 方 税.....	6
2 地 方 讓 与 税.....	22
3 地方特例交付金.....	22
4 地 方 交 付 税.....	23
5 国 庫 支 出 金.....	25
6 地 方 債.....	25
7 使用料及び手数料.....	28
8 雜 収 入.....	28
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳.....	29
(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額.....	29
(二) 岁 出 の 概 要.....	32
1 納 与 関 係 経 費.....	32
2 一 般 行 政 経 費.....	33
3 公 債 費.....	38
4 維 持 補 修 費.....	39
5 投 資 的 経 費.....	39
6 公 営 企 業 繰 出 金.....	45
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費.....	46
(三) 国 庫 支 出 金 に 基 づ く 経 費 の 総 額.....	46

策 定 方 針

平成 17 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。)等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 17 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「るべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとする。
- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- (1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成 15 年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足(以下「通常収支に係る財源不足」という。)の見込額 7 兆 5,129 億円については、次の措置を講じる。
 - ① 平成 16 年度に講じた平成 18 年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的か離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成 17 年度は全額地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 2,736 億円については法律の定めるところにより、平成 18 年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

- ② これに基づき、平成 17 年度の通常収支に係る財源不足見込額 7 兆 5,129 億円については、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 2 兆 5,298 億円(うち、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 1,683 億円、同条第 4 項の加算額 11 億円、同条第 8 項の加算額 1,963 億円、臨時財政対策特例加算額 2 兆 1,641 億円)増額する。

イ. 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆2,231億円発行する。

ウ. 建設地方債(財源対策債)を1兆7,600億円増発する。

(2) 平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を2分の1に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,720億円については、次の措置を講じる。

① 恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆9,198億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置(1,135億円)、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置(4,375億円)及び地方特例交付金(8,888億円)により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債(減税補てん債、4,800億円)により完全に補てんする。

② 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,295億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減(592億円)が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分601億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円は交付税特別会計借入金により措置する。

(3) 平成15年度税制改正に伴う平成17年度の地方税及び地方交付税の減収額1,772億円については、次の措置を講じる。

- ① 地方税の減収783億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。
- ② 地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

(4) 上記の結果、平成17年度の地方交付税については、16兆8,979億円(前年度に比し0.1%増)を確保する。

3 三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

(1) 国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るものうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。この平成17年度所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村(特別区を含む。)へ総額の5分の2を譲与することとし、譲与基準は、平成16年度と同様、人口とする。

(2) 義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により財源

措置する。

この税源移譲予定特例交付金のうち、退職手当及び児童手当に係るものについては、平成16年度と同様、人口を基準として、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、教職員給与費を基本として都道府県に交付する。

- 4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT(情報通信技術)を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は15兆5,366億円(普通会計分12兆2,619億円、公営企業会計等分3兆2,747億円)とする。
- 5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- 6 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - (1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成17年度においては、前年度に比し8.2%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、地域活性化事業、地域再生事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - (2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
 - (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大する。
- 8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 9 地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は83兆7,687億円であり、前年度に比し、8,982億円減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増 減 (A)-(B)	(単位 億円)	
				増 減 率 (%)	
I 地 方 税	333,189	323,231	9,958	3.1	
1 普 通 税	302,490	292,417	10,073	3.4	
2 目 的 税	30,699	30,814	△ 115	△ 0.4	
II 地 方 譲 与 税	18,419	11,452	6,967	60.8	
1 所 得 譲 与 税	11,159	4,249	6,910	162.6	
2 地 方 道 路 譲 与 税	3,072	3,041	31	1.0	
3 石 油 ガ ス 譲 与 税	147	140	7	5.0	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	161	164	△ 3	△ 1.8	
5 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,767	3,746	21	0.6	
6 特 別 と ん 譲 与 税	113	112	1	0.9	
III 地 方 特 例 交 付 金	15,180	11,048	4,132	37.4	
IV 地 方 交 付 税	168,979	168,861	117	0.1	
V 国 庫 支 出 金	111,967	121,238	△ 9,271	△ 7.6	
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	21,150	25,128	△ 3,978	△ 15.8	
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	47,371	48,279	△ 908	△ 1.9	
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	19,207	17,466	1,741	10.0	
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	7,155	7,014	141	2.0	
(ウ) 老 人 保 護 費 負 担 金	—	567	△ 567	皆減	
(エ) 児 童 扶 養 手 当 給 付 費 負 担 金	3,249	3,013	236	7.8	
(オ) 在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金	1,069	1,143	△ 74	△ 6.5	
(カ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	16,691	19,076	△ 2,385	△ 12.5	
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	33,294	37,992	△ 4,698	△ 12.4	
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	32,957	37,578	△ 4,621	△ 12.3	
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	337	414	△ 77	△ 18.6	
4 失 業 対 策 事 業 費 負 担 金	54	59	△ 5	△ 8.5	
5 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	251	248	3	1.2	
6 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	64	64	0	0.0	
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	792	790	2	0.3	
8 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,348	1,370	△ 22	△ 1.6	
9 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	135	135	0	0.0	
10 特 別 行 動 委 員 会 関 係 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	35	36	△ 1	△ 2.8	
11 石 油 貯 藏 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	65	65	0	0.0	

区	分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
12 地方道路整備臨時交付金		7,408	7,072	336	4.8
VI 地 方 債 債		122,619	141,448	△ 18,829	△ 13.3
VII 使用料及び手数料		16,438	16,420	18	0.1
VIII 雑 収 入		50,896	52,971	△ 2,075	△ 3.9
歳 入 合 計		837,687	846,669	△ 8,982	△ 1.1

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区	分	平成17年度		平成16年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 地 方 税		333,189	39.8	323,231	38.2
2 地 方 謙 与 税		18,419	2.2	11,452	1.4
3 地 方 特 例 交 付 金		15,180	1.8	11,048	1.3
4 地 方 交 付 税		168,979	20.2	168,861	19.9
5 国 庫 支 出 金		111,967	13.4	121,238	14.3
6 地 方 債 債		122,619	14.6	141,448	16.7
7 使用料及び手数料		16,438	1.9	16,420	1.9
8 雜 収 入		50,896	6.1	52,971	6.3
歳 入 合 計		837,687	100.0	846,669	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税14兆2,737億円、市町村税19兆452億円、合わせて33兆3,189億円である。

前年度に比し、道府県税は5,831億円(4.3%)増加、市町村税は4,127億円(2.2%)増加、合わせて9,958億円(3.1%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成17年 度				比 較	
	平成16年 度当初見 込額 (A)	現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (C)	税制改正 による増 減収見込 額 (B)+(C)	改正法に よる収入 見込額 (D)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
					(D)-(A)	
A 道 府 県 税						
I 普 通 税						
1 道府県民税	32,534	33,557	33,358	△ 1	33,357	823 102.5
ア 個人均等割	460	505	496	—	496	36 107.8
イ 法人均等割	1,361	1,368	1,365	—	1,365	4 100.3

税 目	平成17年 度				比 較	
	平成16年 度当初見 込額	現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成16年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(%)	
ウ 所 得 割	21,329	21,808	21,833	—	21,833	504 102.4
工 法 人 税 割	5,417	6,879	6,667	△ 1	6,666	1,249 123.1
オ 利 子 割	2,833	1,549	1,549	—	1,549	△ 1,284 54.7
カ 配 当 割	720	1,169	1,169	—	1,169	449 162.4
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	414	279	279	—	279	△ 135 67.4
2 事 業 税	37,901	43,771	43,461	1	43,462	5,561 114.7
ア 個 人	2,100	2,163	2,152	—	2,152	52 102.5
イ 法 人	35,801	41,608	41,309	1	41,310	5,509 115.4
3 地 方 消 費 税	25,001	25,061	25,061	—	25,061	60 100.2
ア 譲 渡 割	20,212	19,497	19,497	—	19,497	△ 715 96.5
イ 貨 物 割	4,789	5,564	5,564	—	5,564	775 116.2
4 不動産取得税	4,540	4,541	4,492	△ 19	4,473	△ 67 98.5
5 道府県たばこ 税	2,790	2,682	2,682	—	2,682	△ 108 96.1
6 ゴルフ場利用 税	655	604	606	—	606	△ 49 92.5
7 自 動 車 税	17,969	17,742	17,713	—	17,713	△ 256 98.6
8 鉱 区 税	4	4	4	—	4	0 100.0
9 固 定 資 產 税 (特例分)	164	142	142	—	142	△ 22 86.6
道府県普通税 計	121,558	128,104	127,519	△ 19	127,500	5,942 104.9
II 目 的 税						
1 自動車取得税	4,572	4,654	4,655	—	4,655	83 101.8
2 軽油引取税	10,750	10,509	10,556	△ 0	10,556	△ 194 98.2
3 狩 猟 税	26	26	26	—	26	0 100.0
道府県目的税 計	15,348	15,189	15,237	△ 0	15,237	△ 111 99.3
III 道 府 県 税 計	136,906	143,293	142,756	△ 19	142,737	5,831 104.3
B 市 町 村 税						
I 普 通 税						
1 市 町 村 民 税	73,082	76,857	76,820	△ 2	76,818	3,736 105.1
ア 個 人 均 等 割	1,343	1,507	1,478	—	1,478	135 110.1
イ 法 人 均 等 割	3,968	4,001	4,001	—	4,001	33 100.8
ウ 所 得 割	53,417	54,322	54,356	—	54,356	939 101.8
工 法 人 税 割	14,354	17,027	16,985	△ 2	16,983	2,629 118.3
2 固 定 資 產 税	87,724	89,259	88,352	△ 0	88,352	628 100.7
ア 土 地	34,610	34,323	33,972	△ 0	33,972	△ 638 98.2
イ 家 屋	35,953	37,977	37,503	—	37,503	1,550 104.3
ウ 償 却 資 產	16,162	15,850	15,768	—	15,768	△ 394 97.6
工 交 付 金	868	998	998	—	998	130 115.0
才 納 付 金	131	111	111	—	111	△ 20 84.7

税 目	平成16年 度当初見 込額	平成17年 度				平成16年 度当初見 込額に對 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)		
		(A)	(B)	(C)	(D)		
3 軽自動車税	1,444	1,543	1,519	—	1,519	75	105.2
4 市町村たばこ 税	8,571	8,240	8,240	—	8,240 △ 331	96.1	
5 鉱産税	13	14	14	—	14	1	107.7
6 特別土地保有 税	25	0	47	—	47	22	188.0
市町村普通税 計	170,859	175,913	174,992	△ 2	174,990	4,131	102.4
II 目的税							
1 入湯税	271	258	252	—	252 △ 19	93.0	
2 事業所税	2,837	2,931	2,917	△ 1	2,916	79	102.8
3 都市計画税	12,357	12,433	12,293	—	12,293 △ 64	99.5	
4 水利地益税等	1	1	1	—	1	0	100.0
市町村目的税 計	15,466	15,623	15,463	△ 1	15,462 △ 4	100.0	
III 市町村税計	186,325	191,536	190,455	△ 3	190,452	4,127	102.2

(注) 上記の平成17年度収入見込額には、平成11年度から実施された恒久的な減税等による減収見込額1兆8,063億円(個人住民税所得割で1兆414億円、法人住民税法人税割で3,550億円、法人事業税で5,233億円それぞれ減、地方たばこ税で1,135億円の増)を含む。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成16年 度当初見 込額	平成17年 度				平成16年 度当初見 込額に對 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)			
		(A)	(B)	(C)			
		(D)					
道 府 県 税	116,610	123,861 △ 19	123,842	7,232	106.2		
市 町 村 税	206,621	209,350 △ 3	209,347	2,726	101.3		
合 計	323,231	333,211 △ 22	333,189	9,958	103.1		

附 表 平成17年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額
A 道 府 県 税	
1 道 府 県 民 税 (法 人)	
国 の 税 制 改 正 に 伴 う も の	△ 1
2 事 業 税 (法 人)	
国 の 税 制 改 正 に 伴 う も の	1
3 不 動 产 取 得 税	
中古住宅及び中古住宅用地に係る特例措置の要件緩和	△ 18
そ の 他	△ 1
4 軽 油 引 取 税	
課 稅 免 除 措 置 の 整 理 合 理 化 等	△ 0
道 府 県 税 合 計	△ 19
B 市 町 村 税	
1 市 町 村 民 税 (法 人)	
国 の 税 制 改 正 に 伴 う も の	△ 2
2 固 定 资 产 税	
非課税等特別措置の整理合理化等	△ 0
3 事 業 所 税	
非課税等特別措置の整理合理化等	△ 1
市 町 村 税 合 計	△ 3
地 方 税 総 計	
地方税制の改正によるもの	△ 20
国 の 税 制 の 改 正 に よ る も の	△ 2
計	△ 22

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目	課 税 標 準 額 等	税 率						
道 普 府 通 県 民 税 税	<p>個人</p> <p>1 均等割 (平成17年度課税見込人員54,204千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成17年度課税標準見込額1,152,997億円)</p> <p>(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p> <p>(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p>	<p>個人</p> <p>1 均等割 標準税率 年額1,000円</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) <table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額</td> <td>標準税率</td> </tr> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の3</td> </tr> </table> <p>(課税山林所得金額については、上記によって求めた税額を5倍する。)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の1.6 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.3 2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の1.6に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.3 6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の1.6に相当する金額との合計額</p> <p>・ 課税短期譲渡所得金額 100分の3 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の1.6</p> <p>・ 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の1.6 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1</p> <p>・ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の1.6</p> <p>(ハ) 地方税法別表第一に定める額</p> </p>	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率	700万円以下の金額	100分の2	700万円を超える金額	100分の3
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率							
700万円以下の金額	100分の2							
700万円を超える金額	100分の3							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	府	3 配当割 一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の金額 (平成17年度課税標準見込額38,955億円) 4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額(特定株式等譲渡所得金額) (平成17年度課税標準見込額9,286億円) 法人等 1 均等割 (平成17年度課税見込人員3,016千人)	3 配当割 一定税率 100分の3 4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3 法人等 1 均等割 標準税率 (イ) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額800,000円 (ロ) 資本等の金額が10億円を超える50億円以下である法人 年額540,000円 (ハ) 資本等の金額が1億円を超える10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本等の金額が1千万円を超える1億円以下である法人 年額50,000円 (ホ) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額20,000円
普	民	2 法人税割 (平成17年度課税標準見込額133,879億円) 利子等に係る分離課税分(利子割) (平成17年度課税標準見込額30,978億円)	2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6 一定税率 100分の5
府	通	法人	法 人 標準税率 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本等の金額(各事業年度終了の日における資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額)並びに所得及び清算所得 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得及び清算所得
県	事	業	法 人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の3.8 年400万円超800万円以下 100分の5.5 年800万円超及び清算所得 100分の7.2 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の7.2 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の5 年400万円超及び清算所得 100分の6.6 <div style="text-align: right;">[ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超] 100分の7.9</div> ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の6.6 <div style="text-align: right;">[ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超] 100分の7.9</div>
	税	税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道府県税	普通税	事 業 個人所得(事業主控除及び事業専従者控除後の所得) (平成17年度課税標準見込額43,314億円) 事業主控除 年 290万円	<p>② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の5 年400万円超800万円以下 100分の7.3 年800万円超及び清算所得 100分の9.6 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の9.6</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割 100分の1.3</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍</p> <p>個人 標準税率</p> <p>1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうち助産師業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3</p> <p>制限税率 標準税率の1.1倍</p>
		地 方 消 費 税	<p>1 謾渡割 課税資産の譾渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p> <p>1 謾渡割 一定税率 100分の25</p> <p>2 貨物割 一定税率 100分の25</p>
		不動産取得税	<p>取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により350万円~1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200m²限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。</p> <p>標準税率 100分の4 ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われた不動産の取得については100分の3</p>
		道たばこ県税	<p>小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数</p> <p>一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円</p>
		ゴルフ用場税	<p>利 用 日 数</p> <p>標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円</p>
	自動車税	自動車の台数 (平成17年度課税見込台数50,651千台)	<p>標準税率</p> <p>1 乗用車 営業用 総排気量 1リットル以下 7,500円 1リットル超</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 2リットル以下 13,800円 2リットル超 15,700円 2.5リットル以下 17,900円 2.5リットル超 20,500円 3リットル以下 23,600円 3リットル超 27,200円 3.5リットル以下 40,700円 3.5リットル超 4リットル以下 4リットル超 4.5リットル以下 4.5リットル超 6リットル以下 6リットル超
府	通	動	自家用 総排気量 税額(年額) 1リットル以下 29,500円 1リットル超 34,500円 1.5リットル以下 39,500円 1.5リットル超 45,000円 2リットル以下 51,000円 2リットル超 58,000円 2.5リットル以下 66,500円 2.5リットル超 76,500円 3リットル以下 88,000円 3リットル超 111,000円
県	税	車	2 トラック(三輪の小型自動車を除く。) 営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 最大積載量 税額(年額) 1トン以下 6,500円 1トン超 2トン以下 9,000円 2トン超 3トン以下 12,000円 3トン超 4トン以下 15,000円 4トン超 5トン以下 18,500円 5トン超 6トン以下 22,000円 6トン超 7トン以下 25,500円 7トン超 8トン以下 29,500円 8トン超 29,500円 に8トンを超える部分 1トンまでごとに4,700円を加算した額
		税	自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 最大積載量 税額(年額) 1トン以下 8,000円 1トン超 2トン以下 11,500円 2トン超 3トン以下 16,000円 3トン超 4トン以下 20,500円 4トン超 5トン以下 25,500円 5トン超 6トン以下 30,000円 6トン超 7トン以下 35,000円 7トン超 8トン以下 40,500円 8トン超 40,500円 に8トンを超える部分 1トンまでごとに6,300円を加算した額

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	府	自 動 車	<p>けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円</p> <p>自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円</p> <p>被けん引自動車 営業用 小型自動車 年額3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算し た額(年額)</p> <p>自家用 小型自動車 年額5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)</p> <p>※トラックのうち最大乗車定員が4人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。</p> <p>営業用 総排気量 加算額 1リットル以下 3,700円 1リットル超 1.5リットル以下 4,700円 1.5リットル超 6,300円</p> <p>自家用 総排気量 加算額 1リットル以下 5,200円 1リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円</p> <p>3 バス(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 一般乗合用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円</p> <p>一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円</p>
県	県	車 稅	
税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																				
道	普 通 稅	自動車 自 動 車 稅	<p>自家用</p> <table> <tr><td>乗車定員</td><td>税額(年額)</td></tr> <tr><td>30人以下</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>30人超40人以下</td><td>41,000円</td></tr> <tr><td>40人超50人以下</td><td>49,000円</td></tr> <tr><td>50人超60人以下</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>60人超70人以下</td><td>65,500円</td></tr> <tr><td>70人超80人以下</td><td>74,000円</td></tr> <tr><td>80人超</td><td>83,000円</td></tr> </table> <p>4 三輪の小型自動車</p> <table> <tr><td>営業用</td><td>年額4,500円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>年額6,000円</td></tr> </table> <p>制限税率</p> <p>標準税率の1.2倍</p>	乗車定員	税額(年額)	30人以下	33,000円	30人超40人以下	41,000円	40人超50人以下	49,000円	50人超60人以下	57,000円	60人超70人以下	65,500円	70人超80人以下	74,000円	80人超	83,000円	営業用	年額4,500円	自家用	年額6,000円
乗車定員	税額(年額)																						
30人以下	33,000円																						
30人超40人以下	41,000円																						
40人超50人以下	49,000円																						
50人超60人以下	57,000円																						
60人超70人以下	65,500円																						
70人超80人以下	74,000円																						
80人超	83,000円																						
営業用	年額4,500円																						
自家用	年額6,000円																						
府	通 鉱 区 稅	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	<p>一定税率</p> <p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円</p>																				
県	固 定 資 産 分 税	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4																				
税 的 税	自 取 得 自 動 車 稅	自動車の取得価額 (平成17年度課税見込台数6,446千台)	<p>一定税率</p> <table> <tr><td>営業用自動車及び軽自動車</td><td>100分の3</td></tr> <tr><td>上記以外の自動車</td><td>100分の5</td></tr> </table>	営業用自動車及び軽自動車	100分の3	上記以外の自動車	100分の5																
営業用自動車及び軽自動車	100分の3																						
上記以外の自動車	100分の5																						
軽引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量 (平成17年度課税標準見込量32,737千キロリットル)	<p>一定税率</p> <table> <tr><td>1 キロリットルにつき</td><td>32,100円</td></tr> </table>	1 キロリットルにつき	32,100円																			
1 キロリットルにつき	32,100円																						
狩 猟 税	狩猟者の登録 (平成17年度課税見込件数178千件)	<p>一定税率</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>2 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税所得割額の納付を要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円</p> <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>ただし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、上記の4分の1の税率とする。</p>																					

税目		課 稅 標 準 額 等	税 率								
市	普	<p>個人</p> <p>1 均等割 (平成17年度課税見込人員54,204千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑捐控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成17年度課税標準見込額1,152,989億円)</p> <p>(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>	<p>個人</p> <p>1 均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) <table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額</td> <td>標準税率</td> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>" 8</td> </tr> <tr> <td>700万円 "</td> <td>" 10</td> </tr> </table></p> <p>(課税山林所得金額については、上記によって求めた税額を5倍する。)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額 100分の3.4</p> <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合</p> <p>2,000万円以下である場合 100分の3.4</p> <p>2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3.4に相当する金額との合計額</p> <p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.7</p> <p>6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3.4に相当する金額との合計額</p> <p>・ 課税短期譲渡所得金額 100分の6</p> <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3.4</p> <p>・ 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3.4</p> <p>ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の2</p> <p>・ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3.4</p> <p>(ハ) 地方税法別表第二に定める額</p>	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率	200万円以下の金額	100分の3	200万円を超える金額	" 8	700万円 "	" 10
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率										
200万円以下の金額	100分の3										
200万円を超える金額	" 8										
700万円 "	" 10										
町	通										
村	民										
税	税										
税	税										
	(注)										
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額									

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	法人等 1 均等割 (平成17年度課税見込人員3,634千人)	法人等 1 均等割 標準税率
町	通	市 町 村 民 税	(イ) 資本等の金額 が50億円を超 え、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 年額 3,000,000円
村			(ロ) 資本等の金額 が10億円を超 え、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 年額 1,750,000円
			(ハ) 資本等の金額 が10億円を超 え、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下である法 人 年額 410,000円
			(ニ) 資本等の金額 が1億円を超 え10億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 年額 400,000円
			(ホ) 資本等の金額 が1億円を超 え10億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 年額 160,000円
			(ヘ) 資本等の金額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 年額 150,000円
			(ト) 資本等の金額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 年額 130,000円
			(チ) 資本等の金額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超 える法人 年額 120,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	町 村民 税	<p>2 法人税割 (平成17年度課税標準見込額138,420億円)</p> <p>1 土 地 賦課期日における価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、価格に税率を乗じて求める税額が、宅地等においては、①住宅用地の税額が、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)の区分(0.8以上、0.4以上0.8未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(平成15年度(平成16年度、平成17年度)分の課税標準となるべき価格を平成12年度(平成13年度、平成14年度)分の課税標準の基礎となった価格で除して得た数値を1から減じて得た数値(以下「価格下落率」という。)が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上の一般住宅用地又は0.55以上の中規模住宅用地は負担調整率を1として乗じて得た額)によって、②商業地等の税額が、負担水準の区分(0.6以上、0.4以上0.6未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.45以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額であり、負担水準が0.7を超えるものについては、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額)によって、それぞれ算定した調整税額を超える場合には、その宅地等の税額は、調整税額によるものとする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、その農地の税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の1の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額)によって算定した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。</p>	<p>(イ) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍</p> <p>2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7</p> <p>標準税率 100分の1.4</p>
市	普 通 村 税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	<p>固定資産税</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の1の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、一般住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>2 家屋 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの)</p> <p>3 債却資産 (イ) 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの) (ロ) 大規模の債却資産 (地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額) (平成17年度課税標準見込額6,421,932億円)</p>	
町	通	<p>交付金 国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)</p> <p>納付金 総務大臣が配分し、通知した固定資産の2分の1</p>	<p>一定率</p> <p>100分の1.4</p>
村	軽自動車税	<p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数 (平成17年度課税見込台数36,944千台)</p>	<p>標準税率</p> <p>1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニ)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円</p> <p>3 二輪の小型自動車 年額4,000円</p> <p>制限税率</p> <p>標準税率の1.2倍</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 的 税	普 通 税	市たばこ 市たばこ 村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円
		鉱物の価格 鉱 產 稅	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特保 別有 土 地税	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
		入税 湯	入湯日数 標準税率 1人1日につき150円
	事 業 所 稅	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		1 土 地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、価格に税率を乗じて求める税額が、宅地等においては、①住宅用地の税額が、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)の区分(0.8以上、0.4以上0.8未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(平成15年度(平成16年度、平成17年度)分の課税標準となるべき価格を平成12年度(平成13年度、平成14年度)分の課税標準の基礎となった価格で除して得た数値を1から減じて得た数値(以下「価格下落率」という。)が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上の一般住宅用地又は0.55以上の小規模住宅用地は負担調整率を1として乗じて得た額)によって、②商業地等の税額が、負担水準の区分(0.6以上、0.4以上0.6未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.45以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額であり、負担水準が0.7を超えるものについては、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額)によって、それぞれ算定した調整税額を超える場合には、その宅地等の税額は、調整税額によるものとする。	制限税率 100分の0.3

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	都	また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、その農地の税額は、調整税額によるものとする。	
町	市	市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額)によって算定した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。	
村	計	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の2の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、一般住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。	
	的	2 家 屋 固定資産税の課税標準となるべき価格(特定のものについては一定の率を乗じたもの)	
税	税	水地 益 利税	土地又は家屋の価格又は面積 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共施設同税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅開発地税	宅地の面積 条例で定める。	

(注) 個人住民税については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は1兆8,419億円であり、前年度に比し、6,967億円(60.8%)増加している。

このうち、所得譲与税は、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として導入されているものであり、平成17年度においては、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、1兆1,159億円を人口により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対して譲与するものである。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

(単位 億円)

区分	平成16年度 当初見込額 (A)	平成17年度			平成16年度 当初見込額 に對する増 減収額 (D)-(A)	比 較 (D) (A)×100 (%)
		現行法に による収入 見込額 (B)	制度改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に による収入 見込額 (B)+(C) (D)		
1 所得譲与税	4,249	4,249	6,910	11,159	6,910	262.6
2 地方道路譲与税	3,041	3,072	—	3,072	31	101.0
3 石油ガス譲与税	140	147	—	147	7	105.0
4 航空機燃料譲与税	164	161	—	161	△ 3	98.2
5 自動車重量譲与税	3,746	3,767	—	3,767	21	100.6
6 特別とん譲与税	112	113	—	113	1	100.9
合 計	11,452	11,509	6,910	18,419	6,967	160.8

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は1兆5,180億円であり、前年度に比し、4,132億円(37.4%)増加している。

(1) 減税補てん特例交付金

減税補てん特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として全ての都道府県及び市町村(特別区を含む。)に減収見込額を基礎として交付するものであり、その総額は、恒久的な減税に伴う各年度の減収見込額の総額の4分の3から、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収額及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てん額を控除した額としている。

(2) 税源移譲予定特例交付金

ア 平成16年度において義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分について暫定的に一般財源化されたことに伴う暫定措置として全ての都道府県に人口を基準として交付するものであり(財政力指数が1.0を超える都道府県については、義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して、人口について補正を行う。)、その総額は、税源移譲までの各年度における各都道府県の義務教育教職員の退職手当等の支給に要する経費に、平成16年4月1日施行前の義務

教育費国庫負担法等を適用した場合に国が負担すべき額の総額に相当する額としている。

イ 平成 17 年度において義務教育費国庫負担金を暫定的に減額することとされたことに伴う暫定措置として全ての都道府県に教職員給与費(義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して定めた各都道府県の教職員平均給与に標準法定数を乗じた額)を基本として交付するものであり、その総額は、当該暫定的な減額相当分(4,250 億円)としている。

4 地方交付税

地方交付税の総額は 16 兆 8,979 億円であり、前年度に比し、117 億円(0.1%)増加している。

地方交付税の算定基礎は、第 6 表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区分	平成17年度 (A)	平成16年度			増減額
		当初 (B)	補正	最終 (C)	
所得税(a)	13,164,000	13,778,000	315,000	14,093,000	△ 614,000 △ 929,000
酒税(b)	1,625,000	1,588,000	69,000	1,657,000	37,000 △ 32,000
小計(a)+(b) (c)	14,789,000	15,366,000	384,000	15,750,000	△ 577,000 △ 961,000
法人税(d)	11,513,000	9,407,000	1,589,000	10,996,000	2,106,000 517,000
消費税(e)	10,164,000	9,563,000	129,000	9,692,000	601,000 472,000
たばこ税(f)	862,000	898,000	—	898,000	△ 36,000 △ 36,000
地方交付税(g)	14,570,914	15,388,650	1,168,643	16,557,293	△ 817,736 △ 1,986,379
(1) (c)×32%	4,732,480	4,917,120	122,880	5,040,000	△ 184,640 △ 307,520
(2) (d)×35.8%	4,121,654	3,367,706	568,862	3,936,568	753,948 185,086
(3) (e)×29.5%	2,998,380	2,821,085	38,055	2,859,140	177,295 139,240
(4) (f)×25%	215,500	224,500	—	224,500	△ 9,000 △ 9,000
(5) 精算分	△ 87,000 △	174,361	438,846	264,485	87,361 △ 351,485
地方交付税法附則第4条の2第2項、第3項及び第4項に基づく加算額	229,500	220,400	—	220,400	9,100 9,100
地方交付税法附則第4条の2第8項に基づく加算額	196,300	124,600	—	124,600	71,700 71,700
臨時財政対策特例加算額	2,164,100	3,887,600	—	3,887,600	△ 1,723,500 △ 1,723,500
返還金(h)	188	61	—	61	127 127
特別会計借入金(i)	1,591,071	1,775,497	—	1,775,497	△ 184,426 △ 184,426
特別会計借入金償還(j)	△ 79,875 △	79,875	— △	79,875	0 0
借入金等利子充当分(k)	△ 659,100 △	638,200	— △	638,200	△ 20,900 △ 20,900
剰余金の活用(l)	440,000	440,000	—	440,000	0 0
前年度からの繰越分(m)	1,034,667	—	—	—	1,034,667 1,034,667
翌年度への繰越分(n)	—	— △	1,034,667	△ 1,034,667	— 1,034,667
合計(g)～(n)	16,897,865	16,886,133	133,976	17,020,109	11,732 △ 122,244

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、11兆1,967億円であり、前年度に比し、9,271億円(7.6%)減少している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区分	分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B)
1 普通補助負担金等		6,852,055	7,340,733	△ 488,678
(1) 義務教育職員給与費負担金		2,114,993	2,512,846	△ 397,853
(2) その他普通補助負担金等		4,737,062	4,827,887	△ 90,825
(ア) 生活保護費負担金		1,920,743	1,746,623	174,120
(イ) 児童保護費等負担金		715,499	701,356	14,143
(ウ) 老人保護費負担金		—	56,728	△ 56,728
(エ) 児童扶養手当給付費負担金		324,880	301,317	23,563
(オ) 在宅福祉事業費補助金		106,874	114,307	△ 7,433
(カ) その他の補助負担金等		1,669,066	1,907,556	△ 238,490
2 公共事業費補助負担金		3,329,386	3,799,216	△ 469,830
(1) 普通建設事業費補助負担金		3,295,699	3,757,845	△ 462,146
(2) 災害復旧事業費補助負担金		33,687	41,371	△ 7,684
3 失業対策事業費負担金		5,373	5,861	△ 488
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金		25,140	24,750	390
5 施設等所在市町村調整交付金		6,400	6,400	0
6 交通安全対策特別交付金		79,232	78,960	272
7 電源立地地域対策等交付金		134,766	137,027	△ 2,261
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金		13,500	13,500	0
9 特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金		3,538	3,608	△ 70
10 石油貯蔵施設立地対策等交付金		6,494	6,496	△ 2
11 地方道路整備臨時交付金		740,800	707,200	33,600
合計		11,196,684	12,123,751	△ 927,067

(注) 義務教育職員給与費負担金には、養護学校職員給与費負担金を含む。

6 地方債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は12兆2,619億円であり、前年度に比し、1兆8,829億円(13.3%)減少している。

地方債の事業内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

(単位 億円)

区分		平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B)
一 一般会計債		82,750	89,026	△ 6,276
1 一般公共事業		20,594	21,066	△ 472
2 公営住宅建設事業		1,832	2,286	△ 454
3 災害復旧事業		536	285	251
4 義務教育施設整備事業		2,125	2,112	13
5 社会福祉施設整備事業		436	520	△ 84
6 一般廃棄物処理事業		2,469	3,667	△ 1,198
7 一般単独事業		50,457	54,987	△ 4,530
(1) 一般事業		8,890	13,420	△ 4,530
(2) 地域活性化事業		4,881	5,317	△ 436
(3) 合併特例事業		11,000	5,500	5,500
(4) 防災対策事業		1,595	1,595	0
(5) 自然災害防止事業		636	636	0
(6) 臨時地方道整備事業		11,425	12,790	△ 1,365
(7) 臨時河川等整備事業		804	882	△ 78
(8) 臨時高等学校整備事業		789	793	△ 4
(9) 地域総合整備資金貸付事業		500	600	△ 100
(10) 旧地域総合整備事業(継続事業分)		1,937	5,454	△ 3,517
(11) 地域再生事業		8,000	8,000	0
8 辺地及び過疎対策事業		3,098	3,154	△ 56
(1) 辺地対策事業		532	554	△ 22
(2) 過疎対策事業		2,566	2,600	△ 34
9 首都圏等整備事業		233	249	△ 16
10 公共用地先行取得等事業		970	700	270
二 公営企業債		1,781	2,120	△ 339
1 水道事業		576	691	△ 115
2 工業用水道事業		17	18	△ 1
3 都市高速鉄道事業		1,123	1,342	△ 219
4 一般交通事業		55	63	△ 8
5 病院事業		9	5	4
6 駐車場整備事業		1	1	0
三 特別転貸債		274	378	△ 104
四 減税補てん債		5,583	8,019	△ 2,436
五 臨時財政対策債		32,231	41,905	△ 9,674
合計		122,619	141,448	△ 18,829

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成17年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT(情報通信技術)を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 平成17年度地方債計画

区分	分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)
一	一般会計債				
1	一般公事業	20,594	21,066	△ 472	
2	公営住宅建設事業	1,832	2,286	△ 454	
3	災害復旧事業	536	285	251	
4	義務教育施設整備事業	2,125	2,112	13	
5	社会福祉施設整備事業	436	520	△ 84	
6	一般廃棄物処理事業	2,469	3,667	△ 1,198	
7	一般単独事業	50,457	54,987	△ 4,530	
(1)	一般事業	8,890	13,420	△ 4,530	
(2)	地域活性化事業	4,881	5,317	△ 436	
(3)	合併特例事業	11,000	5,500	5,500	
(4)	防災対策事業	1,595	1,595	0	
(5)	自然災害防止事業	636	636	0	
(6)	臨時地方道整備事業	11,425	12,790	△ 1,365	
(7)	臨時河川等整備事業	804	882	△ 78	
(8)	臨時高等学校整備事業	789	793	△ 4	
(9)	地域総合整備資金貸付事業	500	600	△ 100	
(10)	旧地域総合整備事業(継続事業分)	1,937	5,454	△ 3,517	
(11)	地域再生事業	8,000	8,000	0	
8	辺地及び過疎対策事業	3,456	3,525	△ 69	
(1)	辺地対策事業	556	580	△ 24	
(2)	過疎対策事業	2,900	2,945	△ 45	
9	首都圏等整備事業	233	249	△ 16	
10	公共用地先行取得等事業	970	700	270	
	計	83,108	89,397	△ 6,289	
二	公営企業債				
1	水道事業	5,476	5,733	△ 257	
2	工業用水道事業	263	296	△ 33	
3	都市高速鉄道事業	3,534	3,738	△ 204	
(1)	一般分	3,148	3,380	△ 232	
(2)	特別分	386	358	28	
4	一般交通事業	224	283	△ 59	
5	電気事業・ガス事業	77	103	△ 26	
6	港湾整備事業	418	604	△ 186	
7	病院事業	3,115	3,656	△ 541	

区 分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増 減額 (A)-(B)
8 介護サービス施設整備事業	129	213	△ 84
9 市場事業・と畜場事業	323	198	125
10 地域開発事業	2,444	3,667	△ 1,223
11 下水道事業	15,961	15,298	663
(1) 一般分	15,961	15,262	699
(2) 特別分	—	36	△ 36
12 有料道路事業・駐車場整備事業	31	29	2
13 観光その他事業	175	226	△ 51
14 公有林整備事業・草地開発事業	(213)	(219)	(△ 6)
計	32,170	34,044	△ 1,874
合 計	115,278	123,441	△ 8,163
三 公 営 企 業 借 換 債	2,000	1,100	900
四 特 別 転 貸 債	274	378	△ 104
五 減 税 補 て ん 債	5,583	8,019	△ 2,436
六 臨 時 財 政 対 策 債	32,231	41,905	△ 9,674
総 計	(213)	(219)	(△ 6)
内訳 { 普通会計分	155,366	174,843	△ 19,477
公営企業会計等分	122,619	141,448	△ 18,829
(資 金 区 分)	32,747	33,395	△ 648
政 府 資 金	47,200	56,000	△ 8,800
財 政 融 資 金	35,400	37,000	△ 1,600
郵 政 公 社 資 金	11,800	19,000	△ 7,200
〔郵便貯金資金〕	〔4,300〕	〔7,000〕	〔△ 2,700〕
〔簡易生命保険資金〕	〔7,500〕	〔12,000〕	〔△ 4,500〕
公 営 公 庫 資 金	15,330	16,140	△ 810
民 間 等 資 金	92,836	102,703	△ 9,867
市 場 公 募	33,000	31,600	1,400
銀 行 等 引 受	59,836	71,103	△ 11,267

(備考) 公有林整備事業・草地開発事業の()書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて融資するものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、18億円の増加を見込み、1兆6,438億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、2,075億円の減少を見込み、5兆896億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は83兆7,687億円であり、前年度に比し、8,982億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

(単位 億円)

区	分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	227,240	229,990	△ 2,750	△ 1.2
1	給与費	226,684	229,382	△ 2,698	△ 1.2
(ア)	義務教育教職員	66,298	66,607	△ 309	△ 0.5
(イ)	警察関係職員	26,346	27,149	△ 803	△ 3.0
(ウ)	消防職員	13,087	13,094	△ 7	△ 0.1
(エ)	一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	120,953	122,532	△ 1,579	△ 1.3
2	恩給費	556	608	△ 52	△ 8.6
II	一般行政経費	231,307	218,833	△ 12,474	△ 5.7
1	国庫補助負担金等を伴うもの	100,538	97,637	△ 2,901	△ 3.0
(ア)	生活保護費	25,610	23,283	△ 2,327	△ 10.0
(イ)	児童保護費	14,313	14,061	△ 252	△ 1.8
(ウ)	老人保護費	—	1,135	△ 1,135	△ 皆減
(エ)	老人医療給付費	13,985	12,813	△ 1,172	△ 9.1
(オ)	介護給付費	14,992	13,629	△ 1,363	△ 10.0
(カ)	児童扶養手当給付費	4,332	4,018	△ 314	△ 7.8
(キ)	在宅福祉事業費	2,181	2,342	△ 161	△ 6.9
(ク)	その他の一般行政経費	25,125	26,356	△ 1,231	△ 4.7
2	国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)	119,737	116,650	△ 3,087	△ 2.6
3	国庫補助負担金を伴わないもの(平成17年度一般財源化分)	2,666	—	2,666	△ 皆増
4	国民健康保険関係事業費	8,366	4,546	△ 3,820	△ 84.0
III	公債費	133,803	136,779	△ 2,976	△ 2.2
IV	維持補修費	9,817	9,987	△ 170	△ 1.7
V	投資的経費	196,761	213,283	△ 16,522	△ 7.7
1	直轄事業負担金	11,351	11,473	△ 122	△ 1.1
2	公共事業費	61,605	66,995	△ 5,390	△ 8.0
(ア)	普通建設事業費	61,153	66,419	△ 5,266	△ 7.9
(イ)	災害復旧事業費	452	576	△ 124	△ 21.5
3	失業対策事業費 (直轄、補助事業計)	105	115	△ 10	△ 8.7
4	一般事業費	73,061	78,583	△ 5,522	△ 7.0
(ア)	普通建設事業費	70,292	80,061	△ 9,769	△ 12.2
		69,233	79,082	△ 9,849	△ 12.5

区分	平成 17 年度 (A)	平成 16 年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
(イ) 災害復旧事業費	1,059	979	80	8.2
5 特別事業費	53,408	54,639	△ 1,231	△ 2.3
(ア) 過疎対策事業費	8,450	8,605	△ 155	△ 1.8
(イ) 地域活性化事業費	6,300	6,900	△ 600	△ 8.7
(ウ) 合併特例事業費	11,700	6,000	5,700	95.0
(エ) 防災対策事業費	1,900	1,900	0	0.0
(オ) 旧地域総合整備事業費 (継続事業分)	2,400	7,000	△ 4,600	△ 65.7
(カ) 特別単独事業費	14,022	15,598	△ 1,576	△ 10.1
(キ) 地域再生事業費	8,000	8,000	0	0.0
(ク) 自然災害防止事業費 (地方単独事業計)	636	636	0	0.0
VII 公営企業繰出金	123,700	134,700	△ 11,000	△ 8.2
1 収益勘定繰出金	28,659	30,797	△ 2,138	△ 6.9
2 資本勘定繰出金	14,585	15,974	△ 1,389	△ 8.7
VIII 地方交付税の不交付団体 における平均水準を超える必要経費	14,074	14,823	△ 749	△ 5.1
歳出合計	837,687	846,669	△ 8,982	△ 1.1

(注) 「国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)」の平成 16 年度の額は、「国庫補助負担金を伴わないもの(平成 16 年度一般財源化分)」を含む。このほか、一般行政経費の平成 16 年度の額は、平成 17 年度との比較対照のため、一部組替えをしてある。

第 10 表 歳出の増減事由

(単位 億円)

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 2,750	1,233	(ウ) 老人保護費	△ 1,135	△ 568
1 給与費	△ 2,698	1,285	(エ) 老人医療給付費	1,172	1,178
(ア) 人勧による増減	△ 104	△ 93	(オ) 介護給付費	1,363	1,363
(イ) 昇給等による増減	△ 813	△ 1,098	(カ) 児童扶養手当給付費	314	78
(ウ) 職員数による増減	△ 1,168	△ 1,161	(キ) 在宅福祉事業費	△ 161	△ 87
(a) 定員合理化	△ 835	△ 835	(ク) その他の一般行政経費	△ 1,231	△ 670
(b) その他	△ 333	△ 326	2 国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)	3,087	3,087
(エ) 特別職の給与等の改定による増減	△ 260	△ 260	(ア) 一般行政経費	3,087	3,087
(オ) その他の	△ 353	3,897	(イ) 追加財政需要	0	0
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△ 309	△ 309	3 国庫補助負担金を伴わないもの(平成 17 年度一般財源化分)	2,666	2,666
(b) 平成 17 年度義務教育費国庫負担金の一般財源化による増(暫定的措置分)	0	4,250	4 国民健康保険関係事業費	3,820	5,593
(c) その他の	△ 44	△ 44	III 公債費	△ 2,976	△ 1,348
2 恩給費	△ 52	△ 52	IV 維持補修費	△ 170	△ 170
II 一般行政経費	12,474	13,337	V 投資的経費	△ 16,522	△ 13,448
1 国庫補助負担金等を伴うもの	2,901	1,991	1 直轄事業負担金	△ 122	△ 122
(ア) 生活保護費	2,327	586	(ア) 治山治水	△ 53	△ 53
(イ) 児童保護費	252	111	(イ) 道路整備	△ 298	△ 298

増減事由	金額		増減事由	金額		
	総額	地方費		総額	地方費	
(ウ) 農業農村整備	68	68	(イ) 地域活性化事業費	△ 600	△ 600	
(エ) その他の	161	161	(a) 循環型社会形成事業費	0	0	
2 公共事業費	△ 5,390	△ 2,321	(b) 少子・高齢化対策事業費	△ 100	△ 100	
(ア) 普通建設事業費	△ 5,266	△ 2,274	(c) 地域資源活用促進事業費	△ 100	△ 100	
(a) 治山治水	△ 801	△ 387	(d) 都市再生事業費	△ 300	△ 300	
(b) 道路整備	△ 1,122	△ 454	(e) 地域情報通信基盤整備事業費	△ 100	△ 100	
(c) 港湾空港鉄道等	△ 227	△ 90	(ウ) 合併特例事業費	5,700	5,700	
(d) 住宅都市環境	△ 846	△ 228	(エ) 防災対策事業費	0	0	
(e) 生活環境施設整備	△ 1,274	△ 896	(オ) 旧地域総合整備事業費(継続事業分)	△ 4,600	△ 4,600	
(f) 農業農村整備	△ 866	△ 365	(カ) 特別単独事業費	△ 1,576	△ 1,576	
(g) 森林水産基盤	△ 460	△ 190	(キ) 地域再生事業費	0	0	
(h) 調整費等	990	543	(ク) 自然災害防止事業費	0	0	
(i) 国庫負担かさ上げ	0	210	(地方単独事業計)	△ 11,000	△ 11,000	
(j) その他の	△ 660	△ 417	VI 公営企業繰出金	△ 2,138	△ 2,138	
(イ) 災害復旧事業費	△ 124	△ 47	1 収益勘定繰出金	△ 1,389	△ 1,389	
3 失業対策事業費	△ 10	△ 5	2 資本勘定繰出金	△ 749	△ 749	
(直轄、補助事業計)	△ 5,522	△ 2,448	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	3,100	3,100	
4 一般事業費	△ 9,769	△ 9,769	歳出増減額の合計	△ 8,982	566	
(ア) 普通建設事業費	△ 9,849	△ 9,849	(注) 「国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)」の増減については、平成16年度の額に「国庫補助負担金を伴わないもの(平成16年度一般財源化分)」の額を含めて計上している。このほか、一般行政経費の増減については、平成17年度との比較対照のため、平成16年度の額について一部組替えをして計上している。			
5 特別事業費	△ 1,231	△ 1,231				
(ア) 過疎対策事業費	△ 155	△ 155				

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区分	分	平成17年度		平成16年度	
		計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費		227,240	27.1	229,990	27.2
2 一般行政経費		231,307	27.6	218,833	25.8
3 公債費		133,803	16.0	136,779	16.2
4 維持補修費		9,817	1.2	9,987	1.2
5 投資的経費		196,761	23.5	213,283	25.2
6 公営企業繰出金		28,659	3.4	30,797	3.6
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費		10,100	1.2	7,000	0.8
歳出合計		837,687	100.0	846,669	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は 22 兆 7,240 億円であり、前年度に比し、2,750 億円(1.2%)減少している。

地方財政計画上の地方公務員数のうち、一般職員(義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員。)については、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369 人(警察事務職員 268 人、その他一般職員 10,101 人)を縮減するとともに、消防防災関係職員の増員、施設増に伴う所要の増員等を行い、これに義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加えた地方財政計画全体の職員数は、12,411 人の減員を見込んでいる。職員数の増減状況は第 12 表のとおりである。

(1) 給与費

給与費の総額は 22 兆 6,684 億円であり、前年度に比し、2,698 億円(1.2%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、6 兆 6,298 億円となり、前年度に比し、309 億円減少している。義務教育教職員数については、第 7 次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増 5,380 人(平成 13 年度から平成 17 年度までの間の教職員定数の改善予定総数は 26,900 人)を見込む一方、児童生徒数の減少に伴う自然減 2,900 人及び研修方法の見直し等に伴う合理化による減 2,482 人等を見込み、全体としては 10 人の増を見込んでいる。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は 2 兆 6,346 億円であり、前年度に比し、803 億円減少している。警察関係職員数については、警察官について 3,500 人の増及び阪神・淡路大震災関連の臨時の増員分 50 人の減を見込むとともに、警察事務職員について定員削減に伴う 268 人の減を見込んでいる。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は 1 兆 3,087 億円であり、前年度に比し、7 億円減少している。消防職員数については、前年度と同数を見込んでいる。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は 12 兆 953 億円であり、前年度に比し、1,579 億円減少している。

一般職員(警察事務職員及び高等学校(特殊教育諸学校高等部を含む。)事務職員等を除く。)については、社会福祉施設、社会教育施設等の増加及び消防防災関係職員の増員に伴い 331 人の増を見込む一方、民間委託の一層の推進等に伴う 3,527 人の減及び定員削減による一般職員 10,101 人の減を見込んでいる。また、非義務制学校の教職員については、第 6 次公立高等学校教職員配置改善計画に伴う増 1,402 人(平成 13 年度から平成 17 年度までの間の教職員定数の改善予定総数は 7,008 人)を見込む一方、生徒数の減少に伴う高校教職員の自然減 3,573 人等を見込み、全体としては 2,306 人の減を見込んでいる。

(2) 恩 給 費

恩給費の総額は 556 億円であり、前年度に比し、52 億円(8.6%)減少している。

第 12 表 職 員 数 の 増 減 状 況

(単位 人)

職 員 区 分	平成16年度 計画人員	増 減 数			平成17年度 計画人員
		定員合理化	そ の 他	計	
1 義 務 教 育 教 職 員	705,074	—	10	10	705,084
(1) 小 学 校 教 職 員	424,422	—	2,513	2,513	426,935
(2) 中 学 校 教 職 員	242,497	— △	2,660 △	2,660	239,837
(3) 盲 ろ う 学 校 教 職 員	5,417	—	49	49	5,466
(4) 養 護 学 校 教 職 員	32,738	—	108	108	32,846
2 非 義 務 教 育 教 員	258,753 △	61 △	1,979 △	2,040	256,713
(1) 高 校 教 員 (特殊教育諸学校高等部含む)	220,402	— △	1,905 △	1,905	218,497
(2) 大 学 教 員	12,938 △	44	48	4	12,942
(3) 幼 稚 園 教 員	25,413 △	17 △	122 △	139	25,274
3 警 察 官	239,811	—	3,450	3,450	243,261
4 消 防 職 員	144,153	—	—	—	144,153
5 一 般 職 員	1,121,327 △	10,369 △	3,462 △	13,831	1,107,496
(1) 高 校 事 務 職 員 等	36,039	— △	266 △	266	35,773
(2) 警 察 事 勿 職 員	25,672 △	268	— △	268	25,404
(3) そ の 他 一 般 職 員	1,055,535 △	10,101 △	3,048 △	13,149	1,042,386
ア 清掃施設関係職員			△	1	
イ 社会福祉施設等職員				212	
ウ 消防防災関係職員				119	
エ そ の 他			△	3,378	
(4) 補 助 職 員 等	4,081	— △	148 △	148	3,933
合 計	2,469,118 △	10,430 △	1,981 △	12,411	2,456,707

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は 23 兆 1,307 億円であり、前年度に比し、1 兆 2,474 億円(5.7%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は 10 兆 538 億円であり、前年度に比し、2,901 億円(3.0%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第 13 表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

(単位 百万円)

区分	平成17年度(A)			平成16年度(B)			差引増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(内閣府所管)									
都道府県警察費補助金	29,927	24,534	54,461	30,270	24,616	54,886	△ 343	△ 82	△ 425
その他の内閣府	30,350	3,268	33,618	29,822	2,923	32,745	528	345	873
内閣府計	60,277	27,802	88,079	60,092	27,539	87,631	185	263	448
(総務省所管)									
市町村合併推進体制整備費補助金	3,020	—	3,020	3,020	—	3,020	0	—	0
消防防災設備整備費補助金	6,903	7,049	13,952	7,049	7,226	14,275	△ 146	△ 177	△ 323
その他の総務省	81,101	3,976	85,077	88,194	10,225	98,419	△ 7,093	△ 6,249	△ 13,342
総務省計	91,024	11,025	102,049	98,263	17,451	115,714	△ 7,239	△ 6,426	△ 13,665
(法務省所管)									
外国人登録事務委託費等	6,918	—	6,918	6,941	—	6,941	△ 23	— △	23
(文部科学省所管)									
要保護児童生徒援助費補助金	700	700	1,400	14,067	14,067	28,134	△ 13,367	△ 13,367	△ 26,734
幼稚園就園奨励費補助金	18,114	37,016	55,130	18,087	37,017	55,104	27	1	26
私立高等学校等経常費助成費補助金	100,235	—	100,235	99,732	—	99,732	503	—	503
その他の文部科学省	28,402	16,143	44,545	37,953	26,474	64,427	△ 9,551	△ 10,331	△ 19,882
文部科学省計	147,451	53,859	201,310	169,839	77,558	247,397	△ 22,388	△ 23,699	△ 46,087
(厚生労働省所管)									
保健事業費等補助金	37,188	63,986	101,174	38,162	64,775	102,937	△ 974	△ 789	△ 1,763
結核医療費負担金	6,864	2,578	9,442	7,314	2,747	10,061	△ 450	△ 169	△ 619
精神保健費等負担金	62,071	58,370	120,441	76,490	72,870	149,360	△ 14,419	△ 14,500	△ 28,919
生活保護費負担金	1,920,743	640,248	2,560,991	1,746,623	581,660	2,328,283	174,120	58,588	232,708
身体障害者保護費負担金	116,625	116,534	233,159	116,812	116,716	233,528	△ 187	△ 182	△ 369
老人保護費負担金	—	—	—	56,728	56,728	113,456	△ 56,728	△ 56,728	△ 113,456
老人医療給付費負担金	5,487	1,395,034	1,398,521	6,143	1,275,215	1,281,358	△ 656	117,819	117,163
介護給付費負担金	—	1,499,209	1,499,209	—	1,362,875	1,362,875	—	136,334	136,334
在宅福祉事業費補助金	106,874	111,216	218,090	114,307	119,873	234,180	△ 7,433	△ 8,657	△ 16,090
児童保護費等負担金	715,499	715,835	1,431,334	701,356	704,746	1,406,102	14,143	11,089	25,232
児童扶養手当給付費負担金	324,880	108,293	433,173	301,317	100,439	401,756	23,563	7,854	31,417
保険基盤安定等負担金	41,972	91,018	132,990	46,615	95,391	142,006	△ 4,643	△ 4,373	△ 9,016
職業転換訓練費負担金	3,346	3,346	6,692	3,056	3,056	6,112	290	290	580
その他の厚生労働省	838,899	411,911	1,250,810	774,396	383,134	1,157,530	64,503	28,777	93,250
厚生労働省計	4,180,448	5,215,578	9,396,026	3,989,319	4,940,225	8,929,544	191,129	275,353	466,482

区分	平成 17 年度 (A)			平成 16 年度 (B)			差引増減額 (A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
農業近代化資金利子補給等補助金	—	—	—	3,547	3,846	7,393	△ 3,547	△ 3,846	△ 7,393
農業・食品産業強化対策推進交付金	6,505	3,562	10,067	—	—	—	6,505	3,562	10,067
農業共済事業事務費負担金	33,539	—	33,539	43,915	—	43,915	△ 10,376	—	△ 10,376
中山間地域等直接支払交付金	22,157	—	22,157	17,220	—	17,220	4,937	—	4,937
その他の 農林水産省計	66,453	31,521	97,974	112,292	52,093	164,385	△ 45,839	△ 20,572	△ 66,411
(経済産業省所管)	128,654	35,083	163,737	176,974	55,939	232,913	△ 48,320	△ 20,856	△ 69,176
小規模企業等活性化補助金	19,740	19,740	39,480	22,573	22,622	45,195	△ 2,833	△ 2,882	△ 5,715
その他の 経済産業省計	24,185	10,622	34,807	38,766	26,593	65,359	△ 14,581	△ 15,971	△ 30,552
(国土交通省所管)	43,925	30,362	74,287	61,339	49,215	110,554	△ 17,414	△ 18,853	△ 36,267
地籍調査費負担金	13,673	13,673	27,346	13,672	13,672	27,344	1	1	2
その他の 国土交通省計	1,943	460	2,403	3,658	1,620	5,278	△ 1,715	△ 1,160	△ 2,875
(環境省所管)	15,616	14,133	29,749	17,330	15,292	32,622	△ 1,714	△ 1,159	△ 2,873
公害健康被害補償給付支給事務費交付金等	13,776	7,633	21,409	17,496	13,148	30,644	△ 3,720	△ 5,515	△ 9,235
合計	4,688,089	5,395,475	10,083,564	4,597,593	5,196,367	9,793,960	90,496	199,108	289,604
補助職員等の組替えによる減	△ 29,790	—	△ 29,790	△ 30,291	—	△ 30,291	.501	—	.501
再計	4,658,299	5,395,475	10,053,774	4,567,302	5,196,367	9,763,669	90,997	199,108	290,105
(注) 平成 16 年度は、平成 17 年度との比較対照のため、「(4)国民健康保険関係事業費」へ組み替えた額を除いている。									

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費((3)の平成 17 年度一般財源化分を除き、平成 16 年度一般財源化分を含む。)は、11 兆 9,737 億円であり、前年度に比し、3,087 億円(2.6%)増加している。なお、本年度においては、国庫補助負担金を伴わない投資的経費との一体的かい離是正分として 3,500 億円を増額計上しており、これを除いた場合は、11 兆 6,237 億円であり、前年度に比し、413 億円(0.4%)減少している。このうち、社会福祉系統経費は 4 兆 5,173 億円であり、前年度に比し、1,810 億円(4.2%)増加(かい離是正分を含む。)している。

本年度においては、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費を縮減する一方、地域において必要な行政課題に対して適切に対処するため、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、国庫補助負担金を伴わない投資的経費との一体的かい離是正分として市町村合併や電子自治体の推進に要する経費及び公立保育所運営費の超過負担解消分を計上している。具体的に

は、私学振興対策、青少年健全育成対策等教育・人材育成対策に要する経費、5,325 億円、地域情報化推進事業、教育情報化対策等情報化・科学技術振興対策に要する経費 4,899 億円、わがまちづくり支援事業、共生のまちづくり推進事業、都市再生関連対策、地域文化振興対策、観光立国推進対策、国土保全対策、農山漁村対策及び森林山村対策、生活交通確保対策、市町村合併推進事業等地方活性化・都市再生対策に要する経費 1 兆 483 億円、健康づくり推進事業、子育て支援事業等少子・高齢化対策に要する経費 2,025 億円、リサイクル推進事業等環境対策に要する経費 3,085 億円等を計上している。

また、貸付金 1 兆 9,458 億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700 億円を計上している。

(3) 国庫補助負担金を伴わないもの(平成 17 年度一般財源化分)

平成 17 年度に三位一体の改革の一環として行われる国庫補助負担金の改革のうち、税源移譲に結びつく改革に係る国庫補助負担金(総額 1 兆 1,239 億円のうち給与関係経費、投資的経費、公営企業繰出金及び「(4)国民健康保険関係事業費」に該当するものを除いたもので総額 1,215 億円)について、「(1)国庫補助負担金等を伴うもの」からの振替等により、従前の地方負担額を合わせた所要経費として 2,666 億円を計上している。その内訳は、下記のとおりである。

(単位 百万円)

区 分	平成17年度 国費相当額	平成17年度 所要経費
(総務省所管)		
・地方選挙電磁的記録式投票補助金	122	244
・地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	1,312	2,973
・消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備分を除く)	2,315	5,233
(文部科学省所管)		
・要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (うち準要保護児童生徒に対する援助分)	13,394	26,788
・高等学校等奨学事業費補助金	4,194	8,389
・学校教育設備整備費等補助金 (うち公立学校に係る特殊教育設備整備、定時制高等学校等設備整備、高等学校産業教育設備整備分)	1,079	2,822
・高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	252	515
・教員研修事業費等補助金 (うち都道府県教員研修奨励事業、初任者研修、10 年経験者研修分)	1,032	2,280
・地方スポーツ振興費補助金 (うちスポーツ指導者養成活用システム整備事業、青少年長期自然体験活動推進事業、スポーツエキスパート活用事業分)	756	2,106
(厚生労働省所管)		
・医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等修学資金貸与費)	1,021	2,042
・麻薬取締員費等交付金	2	2

区 分		平成17年度 国費相当額	平成17年度 所要経費
・医療施設運営費等補助金 (うち病院群輪番制病院運営事業)	3,507	10,522	
・疾病予防対策事業費等補助金 (うち献血制度推進事業費)	179	358	
・保健衛生施設等設備整備費補助金 (うち保健所、市町村保健センター分)	488	1,444	
・在宅福祉事業費補助金 (うち介護予防・地域支え合い事業(緊急通報体制等整備事業等)、生活支援ハウス等)	12,468	24,935	
・児童保護費等補助金 (うち産休代替保育士費、延長保育促進事業(うち公立に係る基本分))	9,556	20,399	
・児童福祉事業対策費等補助金 (うち保育士養成所費)	70	105	
・母子保健衛生費負担金 (うち1歳6か月児健康診査費負担金、3歳児健康診査費負担金)	1,402	4,205	
・麻薬等対策推進費補助金	108	283	
・養護老人ホーム等保護費負担金	56,728	113,456	
・国民健康保険特別対策費補助金 (うち特別対策事業等の指導・充実対策事業)	1,053	1,053	
・国民健康保険広域化等支援事業費等補助金 (うち助言・指導監督充実強化事業等)	588	588	
(農林水産省所管)			
・農業信用保証制度円滑化対策費補助金	348	690	
・農業近代化資金利子補給等補助金	3,215	6,430	
・森林資源管理費補助金 (うち保安林管理事業費)	183	366	
・森林資源地方公共団体管理費補助金 (うち森林計画調査費、計画策定事業費等)	387	774	
・漁業近代化資金利子補給等補助金 (うち漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金、水産加工経営改善促進資金)	1,219	2,418	
(経済産業省所管)			
・中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	1,766	3,531	
・産業再配置促進環境整備費補助金	49	49	
・輸入関連事業者集積促進事業費補助金	73	145	
(環境省所管)			
・環境監視調査等補助金 (うち水質汚濁等公害対策費)	2,555	6,892	
・鳥獣等保護事業費補助金	106	212	
合 計	121,525	252,250	
児童保護費等補助金及び養護老人ホーム等保護費負担金の一般財源化に伴う職員手当(単独)の振替計上分	—	14,346	
再 計	121,525	266,596	

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(4) 国民健康保険関係事業費

平成 17 年度に三位一体の改革の一環として行われる国庫補助負担金の改革のうち、一般財源化する保険基盤安定制度(保険料軽減分)1,917 億円・新たに創設する国民健康保険の都道府県財政調整交付金 3,532 億円及び国保財政安定化支援事業 1,000 億円について、「(1)国庫補助負担金等を伴うもの」からの振替等により、従前の地方負担額を合わせた所要経費として 8,366 億円を計上している。

3 公 債 費

平成 17 年度の地方債の元利償還金は 13 兆 3,803 億円(元金償還金 10 兆 2,877 億円、利払費 3 兆 926 億円)であり、前年度に比し、2,976 億円(2.2%)減少している。

平成 17 年度における地方債の利子及び元金償還金は、第 14 表のとおりであり、これに対する国補給金の内訳は、第 15 表のとおりである。

なお、平成 17 年度末の地方債現在高は 143 兆 4,470 億円と見込まれ、前年度末に比し、1 兆 9,742 億円(1.4%)増加する見込みである。

第 14 表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成 17 年度 債 償 金(A)			平成 16 年度 債 償 金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
102,877	30,926	133,803	103,564	33,215	136,779	△ 687	△ 2,289	△ 2,976

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

(単位 億円)

平成16年度 未現在高 (A)	平 成 17 年 度			平成17年度 未見込現在 高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	債 償 額 (C)	還 額 (D)		
1,414,728	122,619	102,877	1,434,470	19,742	

第 15 表 公債費に対する国補給金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平 成 17 年 度(A)	平 成 16 年 度(B)	増 減 額(A)-(B)
(総務省所管)			
新産業都市等建設事業債 調整分利子補給金	0	0	0
(環境省所管)			
交付地方債元利償還金等 補助金	257	160	97
合 計	257	160	97

4 維持修費

維持修費の総額は9,817億円であり、前年度に比し、170億円(1.7%)減少している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は19兆6,761億円であり、前年度に比し、1兆6,522億円(7.7%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないもの12兆3,700億円(前年度に比し1兆1,000億円の減少)については、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費との一体的かい離是正分として7,000億円を減額計上しており、これを除いた場合は、13兆700億円であり、前年度に比し、4,000億円(3.0%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は1兆1,351億円であり、前年度に比し、122億円(1.1%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第16表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は6兆1,605億円であり、前年度に比し、5,390億円(8.0%)減少している。このうち、普通建設事業費は6兆1,153億円で、前年度に比し、5,266億円(7.9%)減少しており、災害復旧事業費は452億円で、前年度に比し、124億円(21.5%)減少している。

公共事業費の内訳は、第17表のとおりである。

(3) 失業対策事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金の額を基礎として算定した失業対策事業費は105億円であり、前年度に比し、10億円(8.7%)減少している。

失業対策事業費の内訳は、第18表のとおりである。

第 16 表 直 轄 事 業

区 分	会 計	水 川	平 成 17	年 度	(A) 計
			国庫負担額	地方負担額	
1 特 别 会	計				
(1) 治 河 砂 ダ		568,972	236,830	45,324	851,126
(2) 治		298,632	142,701	—	441,333
(3) 道 路 整		66,396	24,392	—	90,788
(4) 港		203,944	69,737	45,324	319,005
(5) 空		38,552	3,580	—	42,132
(6) 農 業 農 村 整		1,494,663	607,216	—	2,101,879
		173,164	64,302	2,790	240,256
		137,232	6,828	—	144,060
		97,212	19,294	—	116,506
	計	(a)	2,509,795	938,050	48,114
2 一 般 会	計				
(1) 海 農 水 運 建		15,884	5,703	—	21,587
		2,776	1,024	—	3,800
		—	—	—	—
		5,369	2,119	—	7,488
		7,739	2,560	—	10,299
(2) 都 市 環 境		29,918	9,426	—	39,344
(3) 農 業 農 村 整		2,259	629	—	2,888
(4) 森 林 水 産 基 盤		12,229	4,053	—	16,282
(5) 災 害 関 連		1,244	602	—	1,846
(6) 災 害 復 旧		14,177	6,630	57	20,864
		11,951	5,823	57	17,831
		849	320	—	1,169
		962	351	—	1,313
		415	136	—	551
(7) 調 整 費 等		40,213	15,469	—	55,682
	計	(b)	115,924	42,512	57
既往年度における農業農村整備負担金等		—	154,555	—	154,555
再	計 (c)	115,924	197,067	57	313,048
総 (計 画 計 上 分)	計 (a)+(c)	2,625,719	1,135,117	48,171	3,809,007

(参考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d) 149,200 50,551 5,218 204,969

(a) + (b) + (d) 2,774,919 1,031,113 53,389 3,859,421

(注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で

2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設

3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「1特別会計」の「(6)農業

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成16年度(B)				増	減	額	(A)-(B)
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
583,089	242,437	44,290	869,816	△ 14,117	△ 5,607	1,034	△ 18,690
317,352	150,430	—	467,782	△ 18,720	△ 7,729	—	△ 26,449
67,773	24,916	—	92,689	△ 1,377	△ 524	—	△ 1,901
197,964	67,091	44,290	309,345	5,980	2,646	1,034	9,660
38,118	3,240	—	41,358	434	340	—	774
1,483,813	636,988	—	2,120,801	10,850	△ 29,772	—	△ 18,922
181,265	68,074	2,730	252,069	△ 8,101	△ 3,772	60	△ 11,813
88,668	6,396	—	95,064	48,564	432	—	48,996
77,037	12,540	—	89,577	20,175	6,754	—	26,929
2,451,990	969,675	47,020	3,468,685	57,805	△ 31,625	1,094	27,274
16,103	5,829	—	21,932	△ 219	△ 126	—	△ 345
2,933	1,067	—	4,000	△ 157	△ 43	—	△ 200
—	—	—	—	—	—	—	—
5,184	2,071	—	7,255	185	48	—	233
7,986	2,691	—	10,677	△ 247	△ 131	—	△ 378
31,709	8,815	—	40,524	△ 1,791	611	—	△ 1,180
4,196	1,354	—	5,550	△ 1,937	△ 725	—	△ 2,662
11,500	3,918	—	15,418	729	135	—	864
1,244	602	—	1,846	—	—	—	—
10,446	4,600	35	15,081	3,731	2,030	22	5,782
9,899	4,403	35	14,337	2,052	1,420	22	3,494
250	101	—	351	599	219	—	818
—	—	—	—	962	351	—	1,313
297	96	—	393	118	40	—	158
27,848	11,008	—	38,856	12,365	4,461	—	16,826
103,046	36,126	35	139,207	12,878	6,386	22	19,286
—	141,534	—	141,534	—	13,021	—	13,021
103,046	177,660	35	280,741	12,878	19,407	22	32,307
2,555,036	1,147,335	47,055	3,749,426	70,683	△ 12,218	1,116	59,581
151,485	53,284	4,740	209,509	△ 2,285	△ 2,733	478	△ 4,540
2,706,521	1,059,085	51,795	3,817,401	68,398	△ 27,972	1,594	42,020

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第17表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区分	平成17年度(A)			平成16年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計
1 一般公共									
(1) 治山治水	443,941	463,856	907,797	485,345	502,601	987,946	△ 41,404	△ 38,745	△ 80,149
(2) 道路整備	396,199	302,959	699,158	463,050	348,349	811,399	△ 66,851	△ 45,390	△ 112,241
(3) 港湾空港鉄道等	93,576	172,967	266,543	107,324	181,893	289,217	△ 13,748	△ 8,926	△ 22,674
(4) 住宅都市環境	829,661	849,299	1,678,960	891,404	872,135	1,763,539	△ 61,743	△ 22,836	△ 84,579
(5) 生活環境施設整備	188,601	280,942	469,543	226,388	370,522	596,910	△ 37,787	△ 89,580	△ 127,367
(6) 農業農村整備	374,537	314,579	689,116	424,632	351,080	775,712	△ 50,095	△ 36,501	△ 86,596
(7) 森林水産基盤整備	206,630	167,317	373,947	233,650	186,328	419,978	△ 27,020	△ 19,011	△ 46,031
(8) 調整費等	73,490	76,898	150,388	28,793	22,574	51,367	44,697	54,324	99,021
(9) 災害関連	12,158	8,782	20,940	9,176	6,877	16,053	2,982	1,905	4,887
小計	2,618,793	2,637,599	5,256,392	2,869,762	2,842,359	5,712,121	△ 250,969	△ 204,760	△ 455,729
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	122,173	△ 122,173	—	143,173	△ 143,173	—	△ 21,000	21,000	—
計 (a)	2,740,966	2,515,426	5,256,392	3,012,935	2,699,186	5,712,121	△ 271,969	△ 183,760	△ 455,729
2 その他公共									
(1) 文教施設	147,613	166,149	313,762	157,226	178,805	336,031	△ 9,613	△ 12,656	△ 22,269
(2) 厚生労働施設	137,393	80,135	217,528	160,783	103,527	264,310	△ 23,390	△ 23,392	△ 46,782
(3) 小笠原諸島振興開発事業	1,501	1,037	2,538	1,580	1,063	2,643	△ 79	△ 26	△ 105
(4) 卸売市場施設	—	—	—	818	222	1,040	△ 818	△ 222	△ 1,040
(5) 防衛施設運営等関連施設	57,224	17,266	74,490	56,844	18,548	75,392	380	△ 1,282	△ 902
(6) 都道府県警察施設	20,324	20,304	40,628	21,394	21,393	42,787	△ 1,070	△ 1,089	△ 2,159
(7) 消防施設等	4,372	6,628	11,000	4,633	6,927	11,560	△ 261	△ 299	△ 560
(8) 豪雪地帯対策特別事業	135	135	270	135	135	270	—	—	—
(9) 過疎地域集落整備事業	675	1,116	1,791	713	1,177	1,890	△ 38	△ 61	99
(10) 防災集団移転促進事業等	929	591	1,520	513	483	996	416	108	524
(11) 離島振興特別事業	470	518	988	494	583	1,077	△ 24	△ 65	89
(12) 商業基盤施設	1,950	1,950	3,900	2,850	2,850	5,700	△ 900	△ 900	△ 1,800
(13) 農村振興対策事業	53,437	41,838	95,275	60,144	42,186	102,330	△ 6,707	△ 348	△ 7,055
(14) その他	60,874	34,344	95,218	46,333	37,407	83,740	14,541	△ 3,063	11,478
小計	486,897	372,011	858,908	514,460	415,306	929,766	△ 27,563	△ 43,295	△ 70,858
(15) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	528	△ 528	—	246	△ 246	0	282	△ 282	—
計 (b)	487,425	371,483	858,908	514,706	415,060	929,766	△ 27,281	△ 43,577	△ 70,858
合計 (a)+(b)+(c)	3,228,391	2,886,909	6,115,300	3,527,641	3,114,246	6,641,887	△ 299,250	△ 227,337	△ 526,587

区分	平成 17 年度 (A)			平成 16 年度 (B)			増減額(A)-(B)		
	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	32,887	8,564	41,451	40,596	13,326	53,922	△ 7,709	△ 4,762	△ 12,471
(2) 文教施設	800	405	1,205	775	392	1,167	25	13	38
(3) 災害予備費等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	33,687	11,469	45,156	41,371	16,218	57,589	△ 7,684	△ 4,749	△ 12,433
総 計(c)+(d)	3,262,078	2,898,378	6,160,456	3,569,012	3,130,464	6,699,476	△ 306,934	△ 232,086	△ 539,020

第 18 表 失業対策事業費の内訳

(単位 百万円)

区分	平成 17 年度 (A)			平成 16 年度 (B)			増減額 (A) - (B)		
	国庫 負担額	地方 負担額	計	国庫 負担額	地方 負担額	計	国庫 負担額	地方 負担額	計
1 特定地域開発就労事業	5,373	5,144	10,517	5,861	5,606	11,467	△ 488	△ 462	△ 950
合 計	5,373	5,144	10,517	5,861	5,606	11,467	△ 488	△ 462	△ 950

(4) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は 7 兆 292 億円であり、前年度に比し、9,769 億円(12.2%)減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として 6 兆 9,233 億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成 16 年発生災害及び現年発生災害に係る平成 17 年度における復旧事業費として 1,059 億円を計上している。

(5) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は 5 兆 3,408 億円であり、前年度に比し、1,231 億円(2.3%)減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として 8,450 億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進するため、地域活性化事業費として6,300億円を計上している。

事業別内訳は、第19表のとおりである。

第19表 地域活性化事業費の内訳

区 分	平成17年度(A)	平成16年度(B)	(単位 億円) 増減額(A)-(B)
1 循 環 型 社 会 形 成 事 業 費	500	500	0
2 少 子 ・ 高 齢 化 対 策 事 業 費	1,000	1,100	△ 100
3 地 域 資 源 活 用 促 進 事 業 費	900	1,000	△ 100
4 都 市 再 生 事 業 費	2,200	2,500	△ 300
5 地 域 情 報 通 信 基 盤 整 備 事 業 費	1,700	1,800	△ 100
合 計	6,300	6,900	△ 600

ウ 合併特例事業費

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併特例事業費として11,700億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,900億円を計上している。

オ 旧地域総合整備事業費(継続事業分)

平成13年度で廃止した地域総合整備事業の継続事業を実施するための事業費として2,400億円を計上している。

カ 特別単独事業費

(ア) 臨時地方道整備事業費

生活関連道路としての地方道等の整備を促進するため、臨時地方道整備事業費として1兆2,447億円を計上している。

(イ) 臨時高等学校整備事業費

高等学校の老朽校舎改築等の促進を図るため、臨時高等学校整備事業費として725億円を計上している。

(ウ) 臨時河川等整備事業費

中小河川及び河川環境等の整備を促進するため、臨時河川等整備事業費として 850 億円を計上している。

キ 地域再生事業費

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、地域再生事業費として 8,000 億円を計上している。

ク 自然災害防止事業費

治山、砂防、地すべり対策事業等のうち、緊急に実施すべき自然災害防止事業を促進するための事業費として 636 億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は 2 兆 8,659 億円であり、前年度に比し、2,138 億円(6.9%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは 2 兆 568 億円であり、前年度に比し、1,273 億円(5.8%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は 1 兆 4,585 億円であり、前年度に比し、1,389 億円(8.7%)減少している。

事業別の内訳は、第 20 表のとおりである。

第 20 表 収益勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区分	分	平成17年度(A)	平成16年度(B)	増減額(A)-(B)
1 水道事業		565	494	71
2 交通事業		417	450	△ 33
3 病院事業		3,930	3,951	△ 21
4 下水道事業		8,586	9,872	△ 1,286
5 その他の事業		1,087	1,207	△ 120
合	計	14,585	15,974	△ 1,389

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は 1 兆 4,074 億円であり、前年度に比し、749 億円(5.1%)減少している。

事業別の内訳は、第 21 表のとおりである。

第21表 資本勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区分	分	平成17年度(A)	平成16年度(B)	増減額(A)-(B)
1 水道事業	業	1,258	1,438	△ 180
2 交通通事業	業	1,002	1,017	△ 15
3 病院事業	業	2,199	2,203	△ 4
4 下水道事業	業	6,321	6,715	△ 394
5 その他の事業	業	3,294	3,450	△ 156
合計		14,074	14,823	△ 749

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、3,100 億円(44.3%)の増加を見込み、1兆100億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は22兆8,692億円であり、前年度に比し、6,351億円(2.7%)減少している。その内訳は、第22表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で16兆6,983億円(前年度に比し951億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で6兆1,153億円(前年度に比し5,266億円の減少)、災害復旧事業費で452億円(前年度に比し124億円の減少)及び失業対策事業費負担金関係で105億円(前年度に比し10億円の減少)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第23表のとおりである。

第22表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

(単位 百万円)

区分	平成17年度(A)			平成16年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	60,277	27,802	88,079	60,092	27,539	87,631	185	263	448
2 総務省所管	91,024	11,025	102,049	98,263	17,451	115,714	△ 7,239	△ 6,426	△ 13,665
3 法務省所管	6,918	—	6,918	6,941	—	6,941	△ 23	—	△ 23
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 文部科学省所管	147,451	53,859	201,310	169,839	77,558	247,397	△ 22,388	△ 23,699	△ 46,087
7 厚生労働省所管	4,180,448	5,215,578	9,396,026	4,166,636	5,117,542	9,284,178	13,812	98,036	111,848

(単位 百万円)

区分	平成17年度(A)			平成16年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地方 負担額	計
8 農林水産省所管	128,654	35,083	163,737	176,974	55,939	232,913	△ 48,320	△ 20,856	△ 69,176
9 経済産業省所管	43,925	30,362	74,287	61,339	49,215	110,554	△ 17,414	△ 18,853	△ 36,267
10 国土交通省所管	15,616	14,133	29,749	17,330	15,292	32,622	△ 1,714	△ 1,159	△ 2,873
11 環境省所管	13,776	7,633	21,409	17,496	13,148	30,644	△ 3,720	△ 5,515	△ 9,235
小計(1~11)	4,688,089	5,395,475	10,083,564	4,774,910	5,373,684	10,148,594	△ 86,821	21,791	△ 65,030
12 義務教育職員給与費	2,114,993	4,499,710	6,614,703	2,512,846	4,131,911	6,644,757	△ 397,853	367,799	△ 30,054
計(1~12)	6,803,082	9,895,185	16,698,267	7,287,756	9,505,595	16,793,351	△ 484,674	389,590	△ 95,084
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	3,228,391	2,886,909	6,115,300	3,527,641	3,114,246	6,641,887	△ 299,250	△ 227,337	△ 526,587
2 災害復旧事業費 計(1~2)	33,687	11,469	45,156	41,371	16,218	57,589	△ 7,684	△ 4,749	△ 12,433
C 失業対策事業費負担金関係	3,262,078	2,898,378	6,160,456	3,569,012	3,130,464	6,699,476	△ 306,934	△ 232,086	△ 539,020
総計(A+B+C)	10,070,533	12,798,707	22,869,240	10,862,629	12,641,665	23,504,294	△ 792,096	157,042	△ 635,054

(注) 義務教育職員給与費には、養護学校職員給与費を含む。

第23表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

(単位 百万円)

区分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	5,822,650	6,917,804	12,740,454
地方財政法第10条の2関係経費	1,824,478	1,651,110	3,475,588
地方財政法第10条の3関係経費	33,898	9,240	43,138
地方財政法第34条関係経費	107,336	107,222	214,558
総計	7,788,362	8,685,376	16,473,738

2 内訳表

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与に要する経費 (退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	2,008,152	2,008,152	4,016,304
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	72,999	81,535	154,534
4	生活保護に要する経費	1,920,743	640,248	2,560,991
5	結核及び感染症の予防に要する経費	8,347	4,044	12,391

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,049	1,049	2,098
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	61,572	57,310	118,882
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	—	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	114,868	114,868	229,736
10	婦人相談所に要する経費	802	802	1,604
11	知的障害者の援護に要する経費	211,435	211,435	422,870
12	老人保健事業に要する経費	29,014	1,447,574	1,476,588
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	4,963	1,509,135	1,514,098
14	児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかる児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費	438,336	438,336	876,672
15	児童手当に要する経費	431,267	157,847	589,114
16	国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費	41,972	42,728	84,700
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,257	316	1,573
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	35,040	11,680	46,720
19	児童扶養手当に要する経費	324,880	108,293	433,173
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,123	3,123	6,246
21	家畜伝染病予防に要する経費	1,449	1,148	2,597
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	639	639	1,278
23	森林病害虫等の防除に要する経費	2,304	2,247	4,551
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	13,673	13,673	27,346
25	盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に要する経費	4,004	4,004	8,008

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	90,688	57,618	148,306
27	消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費	26	—	26
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	47	—	47
	計	5,822,650	6,917,804	12,740,454
10の2 1～3、6	普通建設事業に要する経費	1,720,548	1,552,284	3,272,832
4	公営住宅の建設に要する経費	102,897	97,793	200,690
5	児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費	1,033	1,033	2,066
	計	1,824,478	1,651,110	3,475,588
10の3 1	災害救助事業に要する経費	202	202	404
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
3～9	災害復旧事業に要する経費	33,556	8,898	42,454
	計	33,898	9,240	43,138
34 3	養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費	494	381	875
4	養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与に要する経費(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	106,841	106,841	213,682
5	引揚者の援護に要する経費	1	—	1
	計	107,336	107,222	214,558